

一般社団法人 新技術協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 新技術協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、科学技術に係わる産学官の交流、人材養成等を通じて新技術に関する研究開発の促進及び普及啓発の推進を図ることにより、科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術に関する調査・研究・提言
- (2) 技術資料・技術情報の収集と提供
- (3) 研究交流・技術交流の推進
- (4) 科学技術に関する講演会、シンポジウム、セミナー等の開催
- (5) 科学技術に関する研究開発業務の支援並びに技術指導者の紹介
- (6) 科学技術に関する国際交流の促進
- (7) 機関誌・出版物の刊行
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、関東地区、中部地区並びに近畿地区において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人(以下「個人会員」という。又は団体(以下「法人会員」という。))
- (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は法人会員である会員が解散したとき。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

① 理事会が必要と認めた場合。

② 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的等を記載した書面をもって総会の日日の 7 日前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、正会員の過半数の会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理及び書面決議)

第 18 条 総会に出席出来ない正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該会員は、代理人を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選任した議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち会長を1名、副会長を3名以内、専務理事を1名とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務の執行にかかわる業務を行う。
- 5 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 6 会長及び業務執行理事は毎事業年度4ヶ月を超える期間で2回以上自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産・会計の状況の調査をすることができる。
- 3 財産及び会計の状況又は業務の執行において、不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なく理事会に報告する。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞

任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的等を記載した書面をもって、理事会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的について提案した場合において理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意した場合は、理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べた場合はこの限りでない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 7 章 顧 問

(顧 問)

第 33 条 本法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じる。

4 顧問の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 章 資産及び会計

(財産の構成)

第 34 条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

① 会費

② 寄付金品

③ 財産から生ずる収入

④ 事業に伴う収入

⑤ その他の収入

(財産の管理)

第 35 条 本法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 36 条 本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの

書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会において正会員の半数以上であって正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

（合併）

第41条 この法人は、総会において正会員の半数以上であって正会員の3分の2以上の議決により合併することができる。

（解散）

第42条 この法人は、総会において正会員の半数以上であって正会員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産の処分は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 事務局

（設置等）

第44条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合

は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長（代表理事）は伊藤源嗣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

上記は当法人の定款に相違ありません

一般社団法人新技術協会

会 長 増本 健